

岩手県告示第596号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）で告示した盛岡市岩山鳥獣保護区、盛岡市外山森林公園鳥獣保護区、葛巻町葛巻鳥獣保護区、正法寺鳥獣保護区、奥州市江刺館山・向山愛鳥の森鳥獣保護区、一関市花泉町老松鳥獣保護区、一関市東山町唐梅館山鳥獣保護区、宮古市田代鳥獣保護区、山田町山田湾鳥獣保護区及び久慈市平庭高原鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の盛岡市岩山鳥獣保護区の区域の表示 盛岡市地内の国道4号と国道106号との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進み市道加賀野四丁目2号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道加賀野四丁目1号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道山賀橋加賀野四丁目線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道加賀野一丁目四丁目線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道天神町銭掛2号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み県道上米内湯沢線との交点に至り、同点から同県道を東に進み市道浅岸21号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道浅岸10号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道浅岸7号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み網取ダム管理道との交点に至り、同点から同管理道を北東に進み同管理道の終点から深沢私有林作業道を結ぶ線との交点に至り、同点から同線を東に進み深沢私有林作業道との交点に至り、同点から同作業道を南に進み県道上米内湯沢線との交点に至り、同点から同県道を南に進み国道106号との交点に至り、同点から同国道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の盛岡市外山森林公園鳥獣保護区の区域の表示 盛岡市地内の国道455号と盛岡市有林133林班11小班と民有林133林班11小班及び2小班的境界との交点を起点とし、起点から国道455号を南東に進み滝ノ沢右岸との交点に至り、同点から同沢右岸を南西に進み盛岡市有林132林班と民有林131林班的境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み盛岡市有林132林班と民有林133林班的境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林133林班11小班と民有林133林班11小班及び2小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 変更後の葛巻町葛巻鳥獣保護区の区域の表示 岩手郡葛巻町地内の国道281号と国道340号との交点を起点とし、起点から国道281号を西に進み馬淵川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み町道砂子線との交点に至り、同点から同町道を北に進み林道砂子沢線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み民有林106林班と民有林105林班及び107林班的境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み町道田子星野線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道横打馬場線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 4 変更後の正法寺鳥獣保護区の区域の表示 奥州市内の国道343号と市道兵士沢線との交点を起点とし、起点から市道兵士沢線を南東に進み正法寺国有林岩手南部森林管理署4林班及び5林班と民有林30林班的境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み奥州市と一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国道343号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 5 変更後の奥州市江刺館山・向山愛鳥の森鳥獣保護区の区域の表示 奥州市内の県道水沢米里線と市道男石新地野線との交点を起点とし、起点から県道水沢米里線を東に進み市道小名丸線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道下苗代沢田地東線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道中野苗代沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道白岩第1線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道根岸栄町線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道男石新地野線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 6 変更後の一関市花泉町老松鳥獣保護区の区域の表示 一関市花泉町老松地区内の市道館ヶ崎線と市道藤田日形山線との交点を起点とし、起点から市道藤田日形山線を北東に進み市道開拓第1路線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道田野沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道館平線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道館ヶ崎線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 7 変更後の一関市東山町唐梅館山鳥獣保護区の区域の表示 一関市東山町地内の県道前沢東山線と県道長坂東稲前沢線との交点を起点とし、起点から県道長坂東稲前沢線を北西に進み市道高金石ノ森線との交点に至り、同点から同市道を北に進み県道前沢

東山線との交点に至り、同点から同県道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

- 8 変更後の宮古市田代鳥獣保護区の区域の表示 宮古市地内の農道芋野線と田代川右岸との交点を起点とし、起点から農道芋野線を南東に進み山道との交点に至り、同点から同山道を南西に進み宮古市と旧下閉伊郡新里村の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み亀ヶ森国有林宮古事業区78林班内作業道との交点に至り、同点から同作業道を北東に進み田代川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 9 変更後の山田町山田湾鳥獣保護区の区域の表示 下閉伊郡山田町地内の国道45号と町道川向4号線との交点を起点とし、起点から国道45号を北東に進み県道重茂半島線との交点に至り、同点から同県道を東に進みさらに北に進み下閉伊郡山田町と宮古市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み海岸線に至り、同点から仮宿崎を結ぶ線を南東に進み仮宿崎に至り、仮宿崎から海岸線を南西に進み焼石川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み林道大浦線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み町道長林大浦線との交点に至り、同点から同町道を北西に進みさらに南西に進み町道海蔵寺線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道前須賀タブの木荘線との交点に至り、同点から同町道を西に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を北に進み町道サギの巣妻の神線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道織笠礼堂線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道寺前線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道寺前線から林道赤松線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進み林道赤松線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み町道中央長崎線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道川向4号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 10 変更後の久慈市平庭高原鳥獣保護区の区域の表示 久慈市山形町地内の国道281号と同国道に通じる旧道との交点を起点とし、起点から国道281号を北に進み明神岳に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南東に進み明神岳山頂に至り、同点から国有林165林班と国有林166林班の境界を南東に進み県道野田山形線に通じる作業道との交点に至り、同点から同作業道を南東に進み県道野田山形線との交点に至り、同点から同県道を東に進み農道関テレビ線との交点に至り、同点から同農道を南に進み同農道の終点に至り、同点から稜線を南西に進み久慈市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み久慈市と岩手郡葛巻町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進む起点に至る線に囲まれた一円の区域